

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	つくばみらい市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=1159

執行機関名 つくばみらい市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年条例第60号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 1の項 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年条例第60号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年条例第60号)第1条	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年条例第60号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び <u>重度心身障害者等の健康の保持促進</u> を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の <u>生活の安定と福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年条例第60号) つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成18年規則第45号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例第4条第1項及び第6条
②事務の内容		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項に規定する重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例第5条, つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条第2項第2号
②情報提供者		市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報		当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該重度心身障害者等又は当該重度心身障害者等と生計を同じくする者に係る市町村民税に関する情報
備考			